

令和2年5月19日

一般社団法人埼玉県経営者協会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が埼玉県をはじめ7都府県に対して出され、5月14日に39県において緊急事態宣言が解除されるも、当県は5月31日まで引き続き緊急事態宣言の対象地域とされています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

これらの状況を踏まえ、3月10日に新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請、3月31日に新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請、4月22日に新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請等をしたところでございます。

さらに、今般、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持への努力を一層強力に支援するため、特に小規模事業主等に対して活用していただけるよう雇用調整助成金の手続きをより簡素化いたしました。(別添厚生労働省プレスリリース参照)

貴団体におかれましては、これらの趣旨を鑑み、会員事業所を対象とした当該助成金の申請手続き等を周知する説明会を開催いただくなど、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、埼玉労働局といたしましては、貴団体主催の雇用調整助成金に係る説明会などへの社会保険労務士等の講師の派遣を進めるとともに、迅速な支給に努めて参りますので、積極的に御活用いただき雇用維持等に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省埼玉労働局長  
木塚欽也